**「男女雇用機会均等推進者」「職業家庭両立推進者」**

**「短時間・有期雇用管理者」を選任しましょう**

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定める女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進を図るため、人事労務管理の方針の決定に携わる方を「男女雇用機会均等推進者」として選任いただくようお願いしています。

一方、パートタイム・有期雇用労働法においては、事業主は常時１０名以上のパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、当該労働者の雇用管理の改善等を担当する方として「短時間・有期雇用管理者」を選任するように努めなければならないと規定されています。

育児・介護休業法においては、企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画・実施する方として、企業ごとに「職業家庭両立推進者」を選任するように努めなければならないと規定されています。

つきましては、選任されていない事業場又は企業におかれましては、適任者を選任の上、また、既に選任された方を変更する場合にも、労働局雇用環境･均等室へ選任・変更届の届け出をお願いしています。

労働局雇用環境･均等室では、選任・届出いただいた方に、各種セミナーの開催案内をはじめ必要な情報や資料の提供を行なっています。（選任・変更届は**郵送**またはメールでお願いします）

※届出様式は、男女雇用機会均等法に基づく「男女雇用機会均等推進者」、育児・介護休業法に基づく「職業家庭両立推進者」、パートタイム・有期雇用労働法に基づく「短時間・有期雇用管理者」の選任・変更届と共通です。

**高知労働局雇用環境・均等室**

**〒781-9548　高知市南金田１番３９号**

**TEL: 088-885-6041**

**Email:39kokin@mhlw.go.jp**

**「男女雇用機会均等推進者」**

**「職業家庭両立推進者」　　の選任・変更届**

**「短時間・有期雇用管理者」**

**令和　　年　　月　　日**

**高知 労働局長　殿**

事 業 所 名

所　 在　地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数　　　　　　　　　　　女　　　人　男　　　人

うち正社員数　　　　　　　　　女　　　人　男　　　人

　　　　　　　　　うち短時間・有期雇用労働者数　女　　　人　男　　　人

この度、当社（事業所）では下記のとおり男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者・短時間・有期雇用管理者として（　選任　・　変更　）いたしますので、報告します。

記

●男女雇用機会均等推進者　（□選任　□変更）

***企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。***

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属　部　課　　　役　　職　　名 | (TEL) |
| 氏　　　　　名 |  |

* 職業家庭両立推進者　（□選任　□変更）

***企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。***

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属　部　課　　　役　　職　　名 | (TEL) |
| 氏　　　　　名 |  |

●短時間・有期雇用管理者　　（□選任　□変更）

***事業所単位ですので、1事業所につき1人選任してください。***

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属　部　課　　　役　　職　　名 | (TEL) |
| 氏　　　　　名 |  |

**高知労働局雇用環境・均等室**

**〒781-9548高知市南金田１番３９号　 TEL:088-885-6041**

**Email:39kokin@mhlw.go.jp**